
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 **【審議事項】IAS 第 33 号「1 株当たり利益」 参加型資本性金融商品に係る支払から生じた税金**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 3 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、基本的 1 株当たり利益を算定する上での参加型資本性金融商品（例えば、普通株式への配当 1 に対して 2 の配当を得る等、普通株主とともに配当に参加するような金融商品）に係るタックスベネフィットの取扱いの明確化の要望を踏まえたアジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）について、ご意見をいただくことを目的として作成している。

II. 背景

要望の概要

2. IFRS-IC は、企業が普通株式及び参加型資本性金融商品を発行している場合において、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」（以下「IAS 第 33 号」という。）に基づく基本的 1 株当たり利益の算定にあたっての参加型資本性金融商品に係るタックスベネフィットの取扱いについて、明確化を求める要望を受けた。
3. 要望書で想定されている状況は次のとおりである。
 - (1) 企業は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」に基づき資本に分類される、参加型資本性金融商品を発行している。当該参加型資本性金融商品に関する配当は資本の減少として認識される。
 - (2) 国際的な税務ルールでは、参加型資本性金融商品は負債に分類され、当該参加型資本性金融商品に関する配当は税務上損金に算入される。そのため、配当の支払いによりタックスベネフィットが生じる。
 - (3) 普通株式への配当同様、支払いは任意であるが、連動しているため、普通株式に対して配当を行わない場合には、参加型資本性金融商品の所有者にも配当は支払われない。
 - (4) 参加型資本性金融商品の所有者は、企業の清算時に残余財産の分配には参加しない。

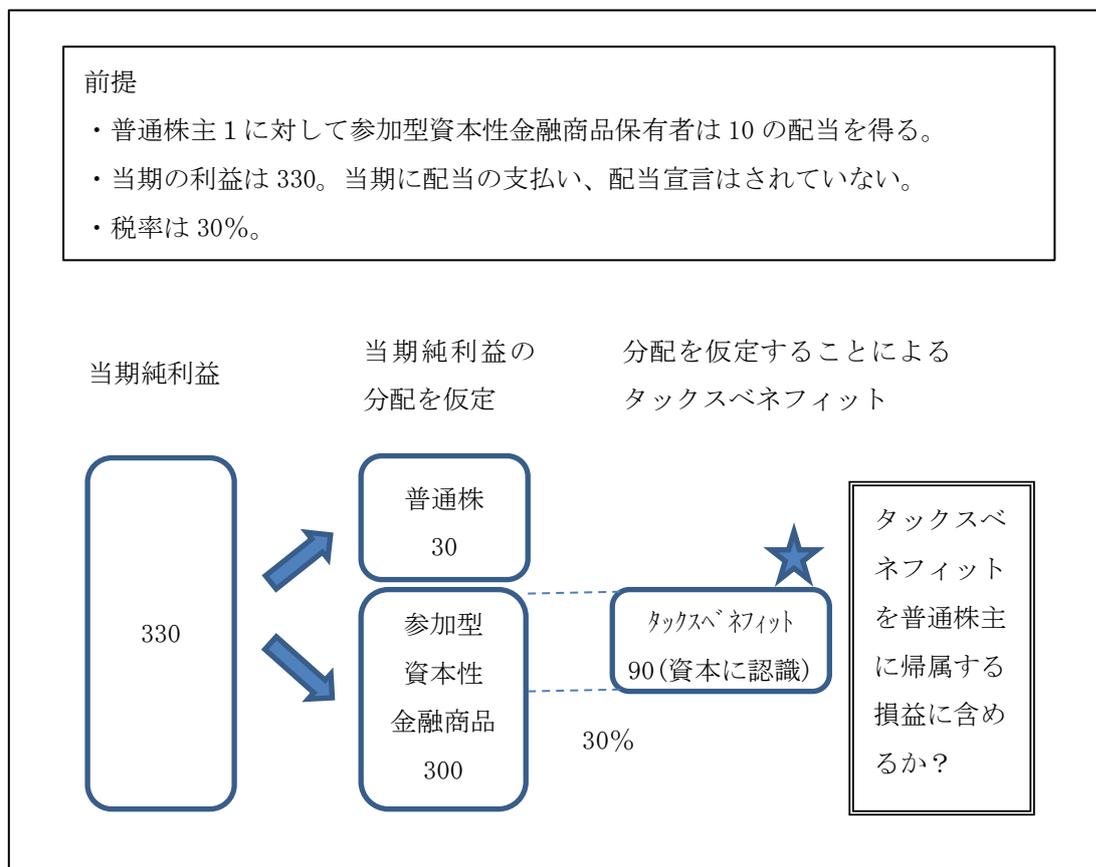
(5) 企業は IAS 第 12 号「法人所得税」第 61A 項に従い、配当に関するタックスベネフィットを資本に直接認識する。

(6) 普通株主のみがタックスベネフィットの影響を受ける¹。

4. IAS 第 33 号第 A14 項においては、1 株当たり利益の算定にあたり、異なるクラスの株式等（例えば、優先株式等）に対して当期に宣言された配当金額及び契約上支払わなければならない配当金額等を調整した残りの純損益を、当期の純損益がすべて分配されたかのように、普通株式と参加型資本性金融商品に配分することとされている。

論点

5. 本資料第 4 項に記載した純損益の配分に当たり、参加型資本性金融商品の保有者への分配を仮定することにより生じるタックスベネフィットを、どのように取扱うかが論点となる。



¹ IFRS 財務報告による配当規制を受けタックスベネフィットが配当原資を構成しないこと、参加型資本性金融商品の保有者が残余財産請求権を有しないことを前提に、資本に認識されたタックスベネフィットがすべて普通株主に帰属することを想定していると考えられる。

見解

6. 明確化の要望の提出者は、この論点について次の2つの見解がみられるとしている。

(見解1：参加型資本性金融商品の保有者への配当を仮定することにより生じるタックスベネフィットを、普通株主に配分される純損益を算定する際に調整する。)

7. 参加型資本性金融商品の取扱いを定めたIAS第33号第A14項は、資本に直接認識されるタックスベネフィットに関する取扱いを規定していない。
8. しかしながら、類似の状況を定めたIAS第33号第12項における優先株式の取扱いでは、優先株式が資本に分類される状況において、普通株主に帰属する金額を調整するに当たり税引後の金額を調整する旨、定められている。

(見解2：参加型資本性金融商品の保有者への配当を仮定することにより生じるタックスベネフィットを、普通株主に配分される純損益を算定する際に調整しない。)

9. 参加型資本性金融商品の取扱いを定めたIAS第33号第A14項は、資本に直接認識されるタックスベネフィットに関する取扱いを規定していないため、基本的1株当たり純利益の算定に当たって当該タックスベネフィットの影響を反映することは適切ではない。
10. 優先株式の保有者は普通株主に優先して配当を得る権利を有している点で、普通株主とともに配当を得る参加型資本性金融商品の保有者とは異なるため、IAS第33号第12項を類推適用するのは適切ではない。

III. 2017年3月のIFRS-IC会議における議論

IASBスタッフによる提案

11. 2017年3月開催のIFRS-IC会議において、IASBスタッフは、次項以降に記載した分析結果を提示した上で、IAS第33号の原則及び要求事項は、要望書に記載された状況においてどのように基本的1株当たり利益を算定すべきかに関する十分な基礎を提供していることから、本論点をIFRS-ICのアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表することを提案した。なお、アジェンダ決定案に、基本的1株当たり利益の算定に関する教育的ガイダンスを含めることを併せて提案している。
12. IASBスタッフは、次の理由から基本的1株当たり利益を算定する際に、タックスベネフィットの影響を考慮すべきとしている。

- (1) IAS 第 33 号 A14 項(b)は、企業に対して、当期の純損益がすべて分配されたと仮定することを要求している。この分配を仮定することにより生じるタックスベネフィットは、普通株主に対して追加的に配分可能²な金額を生じさせるという影響をもたらす。
 - (2) IAS 第 33 号 A14 項は、企業に対して、当期の純損益の配分に際して未処分利益に対するその他の権利を考慮することを要求している。要望書の状況において、普通株主はタックスベネフィットを得る権利を有しており、これは IAS 第 33 号 A14 項で考慮すべきとされている、当期の純損益の配分に際して未処分利益に対するその他の権利を表したものと考えられる。
 - (3) IAS 第 33 号第 11 項では、「基本的 1 株当たり利益情報の目的は、報告期間における企業の業績に占める、親会社の各普通株式の持分の測定値を提供することである。」とされている。参加型資本性金融商品の所有者への分配を仮定することにより生じるタックスベネフィットは、普通株主の持分と考えられることから、当該タックスベネフィットの影響を調整して普通株主に帰属する金額を算定することは、基本的 1 株当たり利益情報の目的とも整合する。
13. また、IASB スタッフは、次の理由から要望書の見解 2 には同意しないとしている。
- (1) IAS 第 33 号では、例えば第 12 項などにおいて、企業に対して資本に認識される金額についても税引後の金額を調整することを要求している。
 - (2) 要望書の状況においては、タックスベネフィットが資本に認識される状況を想定しているが、状況によっては企業が IAS 第 12 号第 52B 項³を適用し、当該影響を損益として認識するかもしれない。見解 2 に基づき分配の影響が損益に認識されるか資本に認識されるかにより異なる処理を採用することは、基本的 1 株当たり利益の算定に際して、企業に対して恣意的な区別をもたらすかもしれず、基本的 1 株当たり利益情報の目的と整合しないと考えられる。

² 要望書で想定されている状況では、普通株主のみがタックスベネフィットの影響を受けることが想定されている。仮に普通株主及び参加型資本性金融商品の所有者がともに当該恩恵を享受する場合には、企業は関連する比率を用いて、普通株主に帰属するタックスベネフィットを算定することになると考えられる。

³ IAS 第 12 号第 52B 項

第 52A 項に示した状況においては、配当の法人所得税への影響は、配当支払の負債が認識される時に認識される。配当の法人所得税への影響は、企業の所有者への分配よりも、過去の取引や事象の方に直接的に関連している。したがって、配当の法人所得税への影響は、第 58 項(a)及び(b)に示す状況から生じる配当の法人所得税への影響を除き、第 58 項で要求されているように、その期間の純損益に認識される。

14. IASB スタッフは IAS 第 12 号の年次改善の影響についても、次の通り分析している。
- (1) 要望書で想定している状況においては、企業がタックスベネフィットの影響を資本に認識することを前提としているが、年次改善による修正後の IAS 第 12 号を適用した場合、企業はタックスベネフィットの影響を純損益に認識することとなるかもしれない。
 - (2) しかしながら、企業は普通株主に帰属する利益の算定に際して、タックスベネフィットがどのように認識されるかに関わらず、当該金額を調整することになるため、IAS 第 12 号が修正されたとしても、基本的 1 株当たり利益の算定方法は影響を受けないと考えられる。

IFRS-IC 会議で示された主な意見

15. IASB スタッフが示した分析については、多くの IFRS-IC のメンバーから同意する意見が聞かれた。ただし、アジェンダ決定案の当初ドラフトに記載されていた、設例等の教育的マテリアルについてはアジェンダ決定案に含めるのではなく、別の形で公表した方が良いという提案があり、IASB スタッフもその提案に同意した。
16. IFRS-IC 会議で聞かれた主な意見は次の通り。
- (1) ある IC メンバーは、いまだ配当が支払われておらず、タックスベネフィットは実際には生じていないことから、スタッフの見解に同意しなかった。
 - (2) タックスベネフィットの影響が 2 重カウントされないという点を明らかにするため、タックスベネフィットが生じた翌年以降においてどのように基本的 1 株当たり利益が算定されるのか分析した方が良いと考える。
 - (3) タックスベネフィットの影響が全て普通株主に帰属するという前提は疑問であり、普通株主及び参加型資本性金融商品の所有者の両方に影響する方が自然と考える。

IFRS-IC 会議での議論の結果

17. 議論の結果、次の内容のアジェンダ決定案が公表された。
- (1) IFRS-IC は、基本的 1 株当たり利益を算定する際に、企業は、あらゆるタックスベネフィットの影響を調整して、普通株主に帰属する純損益の金額を算定するものと結論付けた。なぜならば、要望書の状況を前提とすれば、IAS 第 33 号 A14 項に基づき参加型資本性金融商品の所有者に対する分配を仮定した場合には、普通株主に帰属するタックスベネフィットが生じることとなるからである。この取

扱いについては、タックスベネフィットの影響が資本に認識されるか損益に認識されるかにかかわらず適用すべきである。

- (2) また、IFRS-IC は、前述の取扱いは、IAS 第 33 号第 11 項の基本的 1 株当たり利益の目的とも整合することに着目した。IAS 第 33 号第 11 項では、基本的 1 株当たり利益の目的は、報告期間における企業の業績に占める、各普通株式の持分の測定値を提供することにあるとしている。
- (3) IFRS-IC は、IAS 第 33 号の原則及び要求事項は、要望書に記載された状況においてどのように基本的 1 株当たり利益を算定すべきかに関する十分な基礎を提供していると結論付けた。
- (4) したがって、IFRS-IC は、この論点をアジェンダに追加しない。

IV. 今後の予定

18. アジェンダ決定案については、2017 年 5 月 22 日までコメントを募集している。IFRS-IC は、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙 1)

IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

IAS 第 33 号「1 株当たり利益」 — 参加型の資本性金融商品に係る支払から生じた税金 (アジェンダ・ペーパー4)

委員会は、基本的 1 株当たり利益 (EPS) を計算する際に企業が普通株主に帰属する純利益をどのように算定するのかを明確化するよう求める要望を受けた。要望書に記述された事実パターンでは、

- a. 企業は 2 つのクラスの資本性金融商品 (普通株式と参加型資本性金融商品) を有している。参加型持分保有者は、あらかじめ決定された算式に従って、普通株主とともに配当に参加する。
- b. IAS 第 32 号「金融商品：表示」を適用して、企業は参加型金融商品を資本に分類する。配当は、普通株主に配当が支払われる場合にのみ参加型持分保有者に支払われる。
- c. 参加型金融商品に係る配当は、税務上損金算入される。したがって、そうした支払は課税所得を減少させ、それゆえ税務当局に支払うべき法人所得税を減少させる (「税務上の便益」)。

要望提出者は、基本的 EPS の計算において普通株主に帰属する純利益 (すなわち、分子) を算定する際に、参加型持分保有者への純利益の仮想的分配から生じる税務上の便益を企業が反映するのかどうかを質問した。

IAS 第 33 号の A14 項は、さまざまなクラスの株式及び参加型資本性金融商品への純利益の配分を、配当の権利及び未処分利益に対する他の権利に従って行うことを企業に要求している。IAS 第 33 号の A14 項は、普通株式及び参加型資本性金融商品に対する純損益 (累積配当及び当期に宣言された配当について調整後) の配分を、当期の純損益のすべてが分配されたかのように (すなわち、仮想的分配)、利益に対する各金融商品の持分の範囲で行うことを要求している。

委員会は、基本的 EPS を計算する際に、企業は、普通株主に帰属する純損益を税務上の便益のうち当該普通株主に帰属する部分について調整すると結論を下した。これは、税務上の便益は IAS 第 33 号の A14 項で要求されている参加型持分保有者への純利益の分配の直接の結果であるからである。企業は、当該税務上の便益を資本に認識するのか純損益に認識するのかに関係なく、この会計処理を適用する。

委員会は、この処理は IAS 第 33 号の第 11 項に示されている基本的 EPS の目的（すなわち、報告期間における企業の業績に占める、各普通株式の持分の測定値を提供すること）とも整合的であることに着目した。

委員会は、IAS 第 33 号における原則及び要求事項は、要望書に記述されていた事実パターンにおいて企業が基本的 EPS を計算するための適切な基礎を提供しているという結論を下した。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを [決定した]。

アジェンダ・ペーパー4：設例

委員会は、委員会の結論を適用した設例を今後の会議で検討する。その設例は、いくつかの報告期間にわたる会計処理を例示するものとなる。

以 上